

邑楽町消費生活センターを開設!



ちよつと
まって!

STOP!

振り込め詐欺対策

- ①覚えがなければ、支払わない
 - ②記載されている連絡先には連絡しない
 - ③個人情報教えない
 - ④不審なメールは開かない、返信しない
- 振り込め詐欺とは…

次の4種類の詐欺の総称をいいます。
オレオレ詐欺
電話を利用して親族や警察官、弁護士などを装い、交通事故の示談金などの名目で現金を振り込ませる手口

架空請求
インターネットの有料サイト利用料など、架空の事実を口実に手紙や携帯メールなどで支払いを要求する手口

融資保証金詐欺
金融機関などを装い、低金利融資などを持ちかけます。保証金やブラックリスト抹消料などを名目に現金を振り込ませる手口

還付金等詐欺
税務署や年金事務所を偽り、税金や年金の過払いの還付金の手続きを装ってATMを操作させ口座振替によりだまし取る手口

消費生活タウンミーティング

- ▼期日 5月8日(土)
- ▼時間 午後1時30分～3時30分
- ▼会場 大泉町文化むら小ホール
- ▼講師 村干鶴子弁護士(東京経済大学教授)
- ▼内容 消費者問題に関する講演会、意見交換
- ▼定員 200人(先着順)
- ▼申込方法 はがき、ファクス、メールで名前、住所を書いて申し込む
- ▼申込締切 4月28日(※)(当日の消印有効)
- ▼申込・問合せ先 役場産業振興課
- 47-5026、FAX 88-3247
- E-mail industrial@swan.town.noraguruma.jp

多重債務に陥らないために!

- ①安易にキャッシングしない
- ②お金を借りる時は必ず金利計算をする
- ③クレジットカードの枚数は増やさない
- ④返済のための借り入れはしない

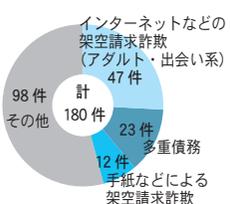
■多重債務の解決方法は…
任意(私的)整理
私的に債権者と話し合って債務整理をする方法
調停による整理
裁判所の調停によって債務整理をする方法
個人再生の手続き
借金の一部を一定期間で返済することを条件に、残りの借金を免除してもらう方法
自己破産
裁判所の決定により、財産を債権者に分配したうえで、残った借金を全額免除してもらう方法



悪質商法対策→クーリングオフ制度

クーリングオフとは、一度契約しても法律で定められた期間内であれば無条件で解約できる制度です。例えば、訪問販売や電話勧誘販売、エステ・語学教室などの継続的契約などはクーリングオフが可能です。ただし、化粧品や健康食品などで使用・消費してしまった場合はクーリングオフできません。

平成20年度中の邑楽町相談件数



インターネットを利用して
身に覚えのない請求が来た…

複数の金融業者からお金を
借りて返済ができない…

トラブル

多重債務

商品事故

苦情・相談



濱田節子相談員

邑楽町消費生活センター

■ 47-5047 (役場庁舎1階)

相談受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始は休み)
午前8時30分～午後5時15分

困ったときは安心してご相談ください
～プライバシーは守られます～



近藤千秋相談員

社会経済の発展の中で、消費者を取り巻く環境は日々進化し便利になってきています。それに伴い、商品トラブルや悪質商法の手口も年々巧妙化し、被害内容も複雑・高度化しています。消費生活に関する相談も年々増加し、平成20年度中の群馬県内の相談件数は、6,877件。その内、邑楽町は180件で、主な相談内容は、インターネットでの架空請求や多重債務などが多くを占めています。そんな中、国では昨年9月に消費者庁を設置。これを受けて町では4月から「邑楽町消費生活センター」を開設しました。

邑楽町消費生活センターでは、専門の相談員2人で相談業務をします。主な業務は、多重債務問題や架空請求問題、投資問題、物品購入でのトラブルなどに関する情報提供などを行います。解決が難しいものは、県の消費生活センターや国民生活センターなどと連携して取り組んでいきます。秘密は厳守されますので、一人で悩まず安心してご相談ください。

▼問合せ先 邑楽町消費生活センター
〒471-5047